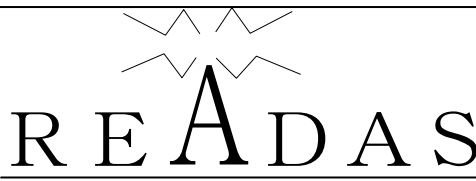


第 6028 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月27日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 賃上げ・投資促進税制

Q：平成30年の税制改正では、賃上げ・投資促進税制が創設されたそうですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

平成30年の税制改正で創設された、賃上げ・投資促進税制とは、これまでの所得拡大促進税制が改組されたもので、青色申告法人が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に給与を支給する場合に、次の①から③の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%相当額の税額控除が認められ、さらに④の要件を満たすときは20%の税額控除が認められるという制度です。

- ①雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
- ② $(\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}) \div \text{継続雇用者比較給与等支給額} \geq 3\%$
- ③国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 $\times 90\%$
- ④ $(\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}) \div \text{比較教育訓練費の額} \geq 20\%$

なお、この取扱いは中小企業者等以外に適用され、中小企業者等については、上記②の率が1.5%以上の場合に適用があり、さらに一定の要件を満たす場合には、10%上乗せ措置を受けられるという制度になっています。

